

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
不利益処分の種類	適正化規程の認可の取消	根拠条項	第11条第2項
処 分 基 準	組合が法第11条第1項の規定による適正化規程の変更命令に従わないとき、知事はその認可を取り消す。		
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課 交付機関 生活衛生課
			目次 NO